

通達甲（総．企．被給）第5号

平成24年3月30日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

総 務 部 長

犯罪被害者遺族等に対する供花等に要する費用の支出要領の制定について

〔沿革〕 平成26年 3月 通達甲（総．企．被給）第6号

平成26年 5月 通達甲（総．企．被給）第23号

平成29年10月 通達甲（副監．刑．総．指1）第17号

令和 元年 6月 通達甲（副監．総．文．審）第25号

令和 3年 3月 通達甲（副監．総．企．調）第9号改正

このたび、別添のとおり、犯罪被害者遺族等に対する供花等に要する費用の支出要領を制定し、平成24年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

#### 記

#### 制定の趣旨

犯罪被害によって思いがけず大切な家族を失い、精神的負担を強いられることとなった遺族等に対する支援活動に際し、犯罪被害者及び遺族等への弔慰を示すため、一定の条件の下で供花等に要する費用を公費で支出し、その精神的負担の軽減を図り、犯罪捜査への理解と協力を得ようとするものである。

別添

犯罪被害者遺族等に対する供花等に要する費用の支出要領

#### 第1 目的

この要領は、犯罪被害者遺族等に対する供花等に要する費用の支出について必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 犯罪被害者遺族等とは、犯罪被害者（以下「被害者」という。）の遺族及び親代り、里子等の近親者と同様の事情にあった者をいう。
- 2 供花等に要する費用とは、被害者支援のために用いる供花、線香、供え物等を購入する費用であって、公費により支出することが社会通念上適切と認められるものをいう。

#### 第3 支出要件及び対象事件

次に掲げる罪に該当する事件（以下「対象事件」という。）の被害者が、当該事件により死亡した場合であって、その遺族等に対し必要と認められるときは、供花等に要する費用を支出することができる。

- 1 強制わいせつ等致死傷罪（刑法（明治40年法律第45号）第181条の罪）
- 2 殺人罪（刑法第199条の罪）
- 3 傷害致死罪（刑法第205条の罪）
- 4 過失致死罪（刑法第210条の罪）
- 5 業務上過失致死傷等罪（刑法第211条の罪）
- 6 強盗致死傷罪（刑法第240条の罪）
- 7 強盗・強姦性交等致死罪（刑法第241条の罪）
- 8 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条
- 9 前1から8までの罪以外の罪で、致死を結果とする結果的加重犯
- 10 その他、前1から9までに掲げる罪と同様に取り扱う必要があると所属長が認めたもの

#### 第4 支出除外事由

供花等に要する費用を支出するまでの間において、次のいずれかに該当することが判明した場合は、供花等に要する費用の支出は行わないものとする。ただし、支出を行わない

ことが社会通念上適切でない認められる特段の事情があるときを除く。

- 1 被害者に犯罪行為を教唆し、<sup>ほう</sup>幫助し、又は誘発する行為その他犯罪被害について被害者の責めに帰すべき事由があったとき。
- 2 被害者が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき。
- 3 被害者が、犯罪被害を受けた事件又はその他の事件において被疑者と認められるとき。

## 第5 支出金額

供花等に要する費用の額は、1回につき3,000円に消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額等」という。）を加えた額を限度とする。ただし、同一被害者に関して1か月に複数回、供花等に要する費用を支出する場合は、1か月につき5,000円に消費税額等を加えた額を限度とする。

## 第6 事案の認定者

供花等に要する費用を支出する事案（以下「事案」という。）の認定を行う者（以下「認定者」という。）は、次のとおりとする。

- 1 警察署（島部警察署を除く。）

対象事件を主管する課（以下「主管課」という。）の長とする。ただし、主管課の長が不在の場合は主管課の課長代理とし、主管課の長及び課長代理が不在の場合は、本署当番責任者とする。

- 2 島部警察署

次長とする。ただし、次長が不在の場合は、対象事件を担当する係長とする。

- 3 警察署以外の所属

対象事件を担当する課長代理又はこれに相当する職にある者（以下「担当課長代理等」という。）とする。ただし、担当課長代理等が不在の場合は、対象事件を担当する係長又はこれに相当する職にある者とする。

## 第7 報告等

- 1 事案報告

対象事件の被害者支援に従事する職員（以下「担当職員」という。）は、供花等に要する費用を支出する必要がある場合は、別記様式第1号の「供花等の購入に関する事案報告書」（以下「事案報告書」という。）を作成し、認定者から事案の認定を受けるとともに、供花等に要する費用の支出の可否について、企画課の資金前渡受者（警視庁犯罪被害者支援室被害者給付係経由。ただし、宿日直勤務の時間帯にあっては、企画課の当直経由。以下同じ。）に電話連絡により確認をした上、所属長に報告するものとする。

ただし、やむを得ない事情により、事案報告書を作成することができない場合は、口頭により認定者からの認定を受け、企画課の資金前渡受者に電話連絡により確認をした上で、口頭により所属長に報告を行うものとし、事案報告書は事後に作成するものとする。

## 2 支出報告

供花等に要する費用を支出した担当職員は、当該費用の支出について企画課の資金前渡受者に電話連絡するとともに、別記様式第2号の「供花等の購入代金証拠書類貼付台紙」（以下「貼付台紙」という。）に当該費用の支出を証する書面を貼付した上、当該貼付台紙を添付して別記様式第3号の「供花等購入代金使途内訳書」（以下「内訳書」という。）により、所属長に報告するものとする。

## 3 企画課長への通知

前2により報告を受けた所属長は、貼付台紙及び内訳書並びに事案報告書の写しを別記様式第4号の「送付書」により、速やかに企画課長に通知するものとする。

## 第8 支出手続

供花等の支出に要する費用の支出手続は、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）に基づき、企画課の資金前渡受者が行うものとする。

年 月 日

殿

係  
階級  
氏名

供花等の購入に関する事案報告書

項 目		内 容		
被 害 者 名		(当時 歳)		
訪 問 先 等	訪問予定日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃		
	訪 問 先	住所 氏名	続柄 電話番号	
	訪問の目的			
事 案 の 概 要 等	発 生 日 時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃		
	発 生 場 所			
	罪 名			
	被 疑 者	逮 捕	有 ( 年 月 日 ) ・ 無	
		起 訴	有 ( 年 月 日 ) ・ 無	
	事 案 概 要			
除外事由の 該当の状況				

確 認	<p>年 月 日</p> <p>供花等に要するの費用の支出に際し、上記報告書の内容に相違ないことを確認した。</p> <p>認定者 職名 氏名</p>
-----	---

企画課長への 電 話 連 絡	年 月 日 (取扱者 )
-------------------	--------------

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第2号

供花等の購入代金証拠書類貼付台紙

担 当 職 員	所 属	氏 名	
		職員番号	
支 払 年 月 日	支 出 科 目	支 払 合 計 金 額	
年 月 日	一 般 需 用 費	円	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第3号

供花等購入代金使途内訳書

担当職員	所属	係	階級	氏名
被害者名	(当時 歳)			
事案発生年月日	年	月	日	罪名
訪問先等	訪問予定日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃		
	訪問先	住所 氏名 続柄 電話番号		
	訪問の目的			
請求金額	円			
購入内訳 〔複数ある場合はそれぞれ記載すること。〕	品名	金額		
		① 円		
		② 円		
		③ 円		
	合計 (①+②+③)		④ 円	

確認	<p>年 月 日</p> <p>上記の内訳書の内容に相違ないことを確認した。</p> <p>認定者 職名 氏名</p>
----	---

企画課長への 電話連絡	年 月 日 (取扱者 )
----------------	--------------

注 請求金額欄は、④の額を記載すること。ただし、上限額を超えている場合は、上限額を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第4号

通知（        ）第        号  
年        月        日

企 画 課 長 殿（企. 被給）

長

送                      付                      書

別添のとおり、犯罪被害者に対する供花等に要する費用に係る書類を送付します。

供花等の購入代金証拠書類貼付台紙                      通

供花等購入代金使途内訳書    通

供花等の購入に関する事案報告書の写し                      通

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。